

ISOにおける教育訓練分野の国際規格発行に向けた検討動向等を踏まえた 雇用・能力開発機構の役割

- 雇用・能力開発機構の職業訓練に関する品質保証システムは、ISO国内審議委員会でも我が国で他に例のないものと認知。これら事業資源の特長を活かし体系化した上で、基準・目標等を具体化・明確化した「雇用・能力開発機構が実施する教育訓練サービスに関するガイドライン」を策定予定。今後これらを以下の観点から活用する計画。

〈意義〉

I. 機構自らの訓練事業のノウハウ・品質保証システムの発展

- 雇用のセフティネット確保、ものづくり基盤人材育成等を図る上で、機構の訓練事業の品質の一層の発展が求められるもの
- ガイドラインという形態で品質保証システムを明確化することで、国民に対する安心感、訴求力向上をもたらすとともに、訓練事業のノウハウ・システムの継続的発展にも資するものと期待

II. 民間の教育訓練サービスの品質保証・向上への貢献

- 教育訓練の品質保証・向上は、民間教育訓練機関、中小企業にも共通の課題
- 機構の品質管理システムは、委託訓練を通じ民間機関への適応性が一定確認されており、民間機関がこれを活用することで、その品質保証・向上、効率化に寄与すること、さらには、機構のノウハウ・システムをベースに官民共同で国内ガイドライン等の整備が進められることが期待。

III. ISO/TC232(人材育成と非公式教育サービス)の議論、規格化への反映

- ISOの議論に当たり、欧米主要国は国内ガイドラインをすでに備え対応。我が国には従前これに相当するものは存在せず不利な立場。専ら欧米の実態を反映した国際規格が発行された場合、我が国経済・社会の基盤となる人材育成のあり方にも様々な影響を及ぼすことが懸念
- 機構の品質保証システムと、これを反映したガイドラインを、我が国教育訓練サービスの品質管理システムの水準、特長を示すものとして、ISOの議論、規格化に反映することが期待

機構の訓練事業資源・システムの特長

- ★マクロ・地域独自の人材ニーズを共に反映する、産業界とのネットワーク構築
- ★「職務とこれに連動した教育訓練の網羅的データベース」である生涯能力開発体系の理論知としての整備
- ★能力開発の専門家集団による実践知の蓄積
- ★これらの重層的なPCDAによる訓練プログラムの不断のアップデート